

京丹後市庁舎増築棟整備基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル

一次審査に関する質問の受付及び回答について

質問の受付期間 : 令和4年6月6日(月) から令和4年6月13日(月) まで

質問に対する回答日: 令和4年6月17日(金)

	質問事項	事項の説明
1	<p><b>設計者選定・特定評価基準 P3</b></p> <p>(2) 業務実績 ※業務実績立場係数(表3)は…とありますが、表3は表4の誤りと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準に誤植がありました。</p> <p>P3</p> <p>誤※業務実績立場係数(表3)は管理技術者及び総合・意匠担当主任技術者にのみ適用</p> <p>正※業務実績立場係数(表4)は管理技術者及び総合・意匠担当主任技術者にのみ適用</p> <p>修正したものをHPに掲載しました。(6/17)</p>
2	<p><b>設計者選定・特定評価基準 P3 について</b></p> <p>「※業務実績立場係数は、管理技術者及び総合・意匠担当主任技術者にのみ適用」とありますが、それ以外の分野の主任は、様式第4号(1)(2)立場を記載しても点数に影響しないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>業務実績内容係数は、管理技術者及び総合・意匠担当主任技術者以外の主任技術者には、適用しないので、立場の記載があっても評価の対象にはなりません。</p>
3	<p><b>募集要領 P4 (8) ア主要業務について</b></p> <p>警察庁舎・消防庁舎も、庁舎(窓口を有する執務室を主としたもの)と言えと思いますが、本プロポーザルにおいても主要として認めて頂くことで宜しいでしょうか。</p>	<p>警察署及び消防署は、「国土交通省告示第98号別添2」の建築物の類型12第2類に該当するため、イ同種業務となります。</p>
4	<p><b>様式第4号(1)(2) 経験年数</b></p> <p>様式では管理技術者のみ、経験年数ではなく、資格取得後の年数を記載するとなっていますが、特定評価基準により主任と同様、経験年数の記載で、宜しいでしょうか。</p>	<p>管理技術者は、資格取得後の経験年数が公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準表2アの評価内容(経験年数)の対象となります。</p>